



2026 年付加価値税・法人税・土地賃借料の納付期限延長について

お客様各位,

2026 年 6 月 27 日、ベトナム政府は 2026 年における付加価値税(VAT)、法人税(CIT)及び土地賃借料の納付期限延長に関する政令第 245/2026/NĐ-CP 号を公布しました。

以下は主な内容です。

I. 適用対象

- グループ 1:政令の付録 I に定める優先 43 業種に属する企業、団体及び個人事業
- グループ 2:小規模及び零細企業(2017 年中小企業支援法及び 2021 年 8 月 26 日付政令第 80/2021/NĐ-CP 号の基準により判定)

II. 延長の内容及び期間

- 2026 年 5 月分から 9 月分及び第 2・第 3 四半期分の VAT:最大 5 ヶ月の延長
- 2026 年第 2 四半期分 CIT 暫定納付は 3 ヶ月、第 3 四半期分は 2 ヶ月の延長
- 2026 年第 1 期分土地賃借料:5 ヶ月の延長

税目 / 課税期間	通常納付期限	延長期間	延長期間
2026 年 5 月分 VAT	2026 年 6 月 20 日	5 ヶ月	2026 年 11 月 20 日
2026 年 6・7・8・9 月分 VAT	2026 年 7,8,9,10 月の各 20 日	5 ヶ月以内	2026 年 12 月 21 日
2026 年第 2 四半期分 VAT 2026 年第 2 四半期 CIT 暫定納付分	2026 年 7 月 31 日	3 ヶ月	2026 年 11 月 2 日
2026 年第 2 四半期分 VAT 2026 年第 2 四半期 CIT 暫定納付分	2026 年 10 月 31 日	2 ヶ月	2026 年 12 月 30 日
2026 年第 1 期分土地賃借料	2026 年 5 月 31 日	5 ヶ月	2026 年 11 月 2 日

III. 手続き

- 政令第 245/2026/NĐ-CP 号 付録IIの様式による「納税・土地賃借料納付期限延長申請書」を直接管轄する税務署に提出する。
- 提出期限:2026 年 11 月 2 日
- 提出方法:オンライン、窓口への持参又は郵送



- ※提出方法:オンライン、窓口への持参又は郵送

- | | |
|---|---|
| 1. 農業、林業及び水産業 | 23. 芸術創作及び芸術公演活動 |
| 2. 食品の製造・加工 | 24. 図書館、文書保管、博物館及びその他文化活動 |
| 3. 繊維 | 25. スポーツ、娯楽及びレクリエーション活動 |
| 4. 衣料品の製造 | 26. 映画上映業 |
| 5. 皮革及び関連製品の製造 | 27. 優先発展支援産業製品の製造 |
| 6. 木材加工並びに木材・竹製品の製造
(ベッド、キャビネット、テーブル、椅子を除く)及び藁・編組材料製品の製造 | 28. 重点機械製品の製造 |
| 7. 紙及び紙製品の製造 | 29. 出版業 |
| 8. ゴム・プラスチック製品の製造 | 30. 映画・ビデオ・テレビ番組の制作、録音及び音楽出版活動 |
| 9. その他非金属鉱物製品の製造 | 31. 番組編成・放送、通信社及びその他コンテンツ配信活動 |
| 10. 金属の製造 | 32. コンピュータプログラミング、コンサルティング及び関連活動 |
| 11. 機械加工並びに金属の処理及び被覆 | 33. 情報技術インフラ、データ処理・保管及びその他関連情報サービス |
| 12. 電子製品、コンピュータ及び光学製品の製造 | 34. 原油・天然ガスの採掘(協定・契約に基づき徴収される原油、コンデンセート、天然ガスに係る法人税は延長対象外) |
| 13. 自動車及びその他動力付き車両の製造 | 35. 鉱業支援サービス業 |
| 14. ベッド、キャビネット、テーブル、椅子の製造 | 36. 飲料の製造 |
| 15. 建設業 | 37. 印刷業及び各種記録媒体の複製 |
| 16. 運輸・倉庫業 | 38. コークス及び精製石油製品の製造 |
| 17. 宿泊・飲食サービス業 | 39. 化学品及び化学製品の製造 |
| 18. 教育・訓練 | 40. 金属加工製品の製造(機械・設備を除く) |
| 19. 医療及び社会扶助活動 | 41. オートバイの製造 |
| 20. 不動産事業 | 42. 機械・設備の修理、保守及び設置 |
| 21. 労働・雇用サービス業 | 43. 排水及び廃水処理 |
| 22. 旅行代理店、ツアー事業及びその他関連する旅行サービス業 | |

HA NOI HEAD OFFICE

8F, Vinafor Building, 127 Lo Duc, Hai Ba Trung ward, Hanoi
Tel: +(84)24 - 39 765 761
Fax: +(84)24 - 39 765 762

YOKOHAMA BRANCH

713R, 9F, JPR Yokohama Bldg., 1 Chome-5-10, Kitasaiwai, Nishi Ward, Yokohama, Kanagawa, Japan

DANANG OFFICE

Zone G, 5F, Danang Software Park, 02 Quang Trung, Thach Thang Ward, Danang
Tel: +(84)236 - 3 898 325
Fax: +(84)236 - 3 898 326

HO CHI MINH OFFICE

5F, SFC Building, 09 Dinh Tien Hoang, Saigon Ward, Ho Chi Minh
Tel: +(84)28 - 71 088 468



お問い合わせ

詳細は以下の連絡先にお問い合わせ下さい。

AIC VIETNAM CO., LTD

E- mail: advisory@aic-vietnam.com

Tel: +84 24.39765761

Thông tin liên hệ

Để biết thêm thông tin chi tiết xin quý vị liên hệ với Công ty chúng tôi tại địa chỉ:

AIC VIETNAM CO., LTD

E- mail: advisory@aic-vietnam.com

Tel: +84 24.39765761